

横福指第 12 号
令和 2 年（2020 年）4 月 17 日

有料老人ホーム管理者 様
サービス付き高齢者向け住宅管理者 様

横須賀市福祉部長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に関する Q & A に一部修正について（通知）

標記の件について、令和 2 年 3 月 2 日付で新型コロナウイルス感染症に関する Q & A を通知したところですが、下記のとおり、一部取扱いを変更等しましたので、通知いたします。

各施設等におかれましては、内容をご確認いただき、引き続き適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知をもって、「新型コロナウイルス感染症に関する Q & A について」（令和 2 年 3 月 2 日横福指第 298 号横須賀市福祉部長通知）は廃止いたします。

記

1 該当箇所

- （1）No. 1（運営懇談会に係る取扱い）の変更
- （2）No. 3（被保険者の認定調査に係る取扱い）の追加

事務担当：

横須賀市福祉部指導監査課

指導監査第 1 係 電話 046-822-8162

横須賀市福祉部介護保険課

認定係

電話 046-822-8310

新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

令和2年4月17日現在

※ 対象は横須賀市に所在する施設に限ります。

※ 回答の内容は更新日現在のものです。今後、国の通知等により変更になる可能性があります。

No	類型	質問	回答
1	有料老人ホーム共通	面会等、外部の方の立入りを制限している中で、運営懇談会を中止又は延期することは可能か。	原則、通常の懇談形式ではなく、書面による報告及び意見聴取、同意を得る等の方法により行い、実施方法、報告内容、聴取した意見等、詳細な記録を残すこと。急を要しない報告等の場合には延期することも想定されるが、現時点で新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立っていない状況を勘案すると、上記の書面による報告及び意見聴取等を行うことが望ましい。
2	有料老人ホーム共通	施設内研修等について、大人数が一堂に会する研修を中止することは可能か。	職員が一堂に会して行う研修実施の可否等については各施設で判断されたい。 なお、資料配布や、代表者による少人数での実施後に欠席者に別途周知徹底する等、可能な限り実施するための方法を検討すること。
3	有料老人ホーム共通	面会禁止措置その他の事情により、被保険者の認定調査が困難な場合の対応如何。	当該被保険者の要介護認定の有効期間については、従来の有効期間に新たに12カ月を合算する対応を行う。 本取扱いの対象と見込まれる被保険者がいる場合は、介護保険課認定係に連絡のこと。